「EUの気候変動政策」駐日EU代表部 通商部一等書記官 ウリ・ヴィエンリッヒ 氏

■講演要旨

【はじめに】

・駐日 EU 代表部通商部の一等書記官として、通商の他に環境関係の仕事もしており、本日は、皆様に EU における気候変動に関する政策についてお話をしたい。今年は環境に関し非常に重要な年であり、12 月に気候変動に関する国際会議がパリで開かれる予定になっている。

【近年の気候変動の概要】

- ・現在の世界の平均気温をみると、19 世紀後半と比較して 0.85℃高くなっている。この気候変動により自然災害が生じ ており、これが今後増えていく可能性がある。
- ・気候変動は自然災害を通じて、資源の稀少化・不足をもたらし、これは紛争の原因にもなる。紛争が増えると、資源の稀少化・不足はさらに進行し、これが自然災害を誘発するという負のサイクルが生じる。



- ・この他、気候変動は人々の健康にも非常に高いリスクをもたらしている。経済的損害という意味でも多くの事例が存在し、気候変動によって土地、インフラの被害がもたらされている。気候変動による災害の例として洪水を取り上げると、1980年から2011年までの間に洪水の被害に遭った人々の数は世界全体で550万人、被害額は900億ユーロ以上とされている。
- ・国際社会では地球の気温上昇を2度未満に抑えることに合意している。これは、「2度を上回ると地球環境に壊滅的な危険、または壊滅的な被害をもたらすリスクが高まる」とする、多くの科学者の指摘に基づく。

【国際気候変動交渉におけるEUの取組】

- ・国際交渉の枠組として、まず国連の気候変動枠組条約というものがある。これは気候変動に対応する国際 条約として1992年に採択されたもので、日本、EU加盟国、その他国連加盟国が参加している。
- ・1997 年に京都議定書が採択されているが、これが温室効果ガス削減義務を課す、唯一の法的拘束力のある 国際合意となっている。京都議定書は、温室効果ガス削減に向けて初めて合意した点については非常に画 期的であった半面、欠点もあった。それは、世界を附属書 I 国(先進国)と非附属書 I 国(発展・開発途上 国)に分類し、附属書 I 国は 1990 年の段階では温室効果ガス削減が義務化されたが、非附属書 I 国には削 減義務が課せられなかったことである。この点を修正し、現在は、全締約国に対して明確で公平で、野心 的な目標案を提出するように求めていく方針に修正されている。例えば、世界最大の排出国となっている 中国に対しても、見合った責任を取って欲しいと要求していきたいと考えている。
- ・南アフリカ共和国のダーバンで開かれた COP17 で次の気候変動交渉がスタートし、2015 年末パリ会議で、全ての国々に法的拘束力を持つ世界規模の協定の合意を目指している。このため、EU は世界を先導し、2050年までには 2010 年比で、少なくとも 60%の温室効果ガスの削減をする目標を発表している。これは世界の気温上昇を 2 度未満に抑えるのには必要な目標と考えられている。また、EU は、2030 年までに温室効果ガスを 40%削減するという国別削減目標案 (INDC) を国連に提出している。
- ・INDC、国別削減目標案は、ポスト 2020 年に新しい枠組において達成すべき目標で、今年末のパリ会議で批准され、2020 年から運用される予定。各国が何らかの目標、数値を提出するということが重要である半面、目標案が公平で野心的なものなのかの判断が非常に難しいとされている。
- ・パリ会議は、先ずはスタート、第一歩を踏み出すというような位置づけとして捉えており、その後のプロセスはまた長いものになるのではないかと考えている。そして、今後も国別に提出される目標案を定期的に確認していく必要がある。気温の上昇を2度未満に抑えるという目標を達成するには、こうしたフォローアップが必要だと思う。また、全ての国々に対して、国民に対して目標を達成する責任、説明責任があるということも明確に打ち出している。
- ・かつて工業国は温室効果ガスを排出しながら発展を遂げてきた経緯がある。言い換えると、発展途上国に とって温室効果ガス削減への合意が経済成長の阻害要因となる可能性があり、何の見返りもなく温室効果 ガス削減に合意することは考えにくい。そこで、気候資金という資金援助を供与し温室効果ガス削減への 合意を取り付けられるよう、気候資金も 2015 年の合意の中に盛り込まれることになっている。

・この他の発展途上国への資金援助として、「気候変動開発資金援助」というものがある。これは、開発途上国が気候変動に適応して低排出社会に向かうための支援をするための資金を指し、EU は、気候変動開発資金の先導的な供給国となっている。EU は、日本を含む先進国と共同で2010~2012年に途上国に対し「ファスト・スタート」という資金を設け、ここに多くの資金を提供すると約束している。さらに、先進国は途上国にあらゆる資金源から1千億ドルの資金を供与するという合意が既に出されている。

【EU域内の気候政策】

- ・EU の温室効果ガスの 2020 年目標(①温室効果ガス排出の 20%削減、②エネルギー消費に占める再生可能 エネルギー割合 20%、③エネルギー効率 20%改善)である、所謂スリー・トゥエンティー(20-20-20)に ついて、①温室効果ガス排出の 20%削減は、2008~2012 年の期間において 1990 年比 19%の削減を達成し、2020 年までには 24%削減が見込まれることから目標を達成できると考えられている。②エネルギー消費に 占める再生可能エネルギー20%は、2020 年までに 21%への増加が見込まれており、これも目標を達成できると考えられている。一方、③エネルギー効率 20%改善は、2020 年までに 17%改善が見込まれているが、目標達成は難しいと考えられている。
- ・EU は経済成長を犠牲にして温室効果ガスの排出削減をしているわけではなく、経済成長と排出削減は相反するものではない。気候変動に取り組むことによって新しいビジネスチャンスが生まれている。再生可能エネルギーの割合を20%に引き上げる目標を達成すると、41万7千人の新規雇用を創出する。また、2020年にエネルギー効率を20%改善させると40万人の雇用の純増が見込まれているといった推計が出ている。
- ・エネルギーに係るイノベーションが雇用創出に貢献する事例は欧州に多くみられる。「近年のエネルギー政策は、経済成長にも繋がるもので、コスト高を理由に敬遠されるものではない」というメッセージを日本に対し強く発したい。日本は現在、エネルギー・ミックスの審議をしており、良い結果を望んでいる。
- ・EU は、1990 年比でエネルギー集約型産業の生産額が増加する一方、排出量は減少または横ばいとなっている。また、ハイテク、中ハイテクの産業も成長を維持しており、2005 年からプラス 26%の成長が維持されている。EU が温室効果ガスを削減しながら経済成長を達成したことはサクセスストーリーであり、気候変動対策は経済成長に繋がる。
- ・2030 年に向けた EU の主要目標として、2030 年までに温室効果ガスの排出量を少なくとも 1990 年比で 40% 削減することを目標としている。また、エネルギー消費に占める再生可能エネルギーの割合を少なくとも 27%に増大し、エネルギー効率を 27%改善するという数値目標も挙げられている。
- ・EU のエネルギー同盟は、ユンカー委員長が示した 10 の優先の 1 つとして取り上げられ、欧州エネルギー・システムの徹底的な改革を行うという目的で採択され、①エネルギー供給の安全保障、②エネルギー分野において競争力のある EU 単一市場の形成、③省エネルギー化の推進、④低炭素社会の実現、⑤再生可能エネルギー技術の研究開発への積極的な投資の五点を柱としている。
- ・EU としては 2050 年までに 80%の削減目標を打ち出しているが、これは将来の技術革新等を織り込んだものではなく、現在利用可能なテクノロジーで十分達成可能と見込んでいる。

【おわりに】

・EU の気候変動エネルギー担当委員であるミゲル・アリアス・カニェテ氏のメッセージを引用し、終わりの言葉としたい。「パリ会議の開催まであと 7ヵ月を切ったが、排出量を削減する合意を、結果として示す会議にしなくてはならない。新しい枠組への貢献は可能な限り野心的で、参加国地域の範囲をできるだけ拡大しなければならない。この枠組が気候変動を変えるものになるには、世界すべての国が参加する必要がある。EU だけの力で取り組むものではなく、共に行動としてのみ可能となる」